



平成 25 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 住友金属鉱山株式会社  
代表者名 代表取締役社長 家守 伸正  
(コード: 5713 東証・大証 各第 1 部)  
問 合 せ 先 広 報 I R 部 高 橋 雅 史  
(TEL. 03-3436-7705)

**第2回新株予約権付ローンに係る第三者割当による第2回新株予約権の発行  
(行使価額修正条項付) と第1回新株予約権付ローンの一括返済及び  
第1回新株予約権 (行使価額修正条項付) の消滅に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 2 月 25 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第 2 回新株予約権付ローン (以下「本新株予約権付ローン」といいます) による資金調達 (以下「本資金調達」といいます) のため、第三者割当による第 2 回新株予約権 (以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の新株予約権者を「本新株予約権者」といいます) の発行及び金銭消費貸借契約 (以下「本ローン契約」といい、本ローン契約に係る元本債権を「本ローン元本債権」といいます) の締結を行うことについて決議し、併せて本資金調達により、平成 20 年 2 月 15 日実行の新株予約権付ローン (以下「第 1 回新株予約権付ローン」といい、第 1 回新株予約権付ローンに係る新株予約権を「第 1 回新株予約権」といいます) を一括返済し、それに伴い第 1 回新株予約権が全て消滅することとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 本資金調達の目的及び理由

(1) 本新株予約権付ローンの目的

当社は、平成 20 年 2 月 15 日に、第 1 回新株予約権付ローンにより、総額 1,000 億円の資金調達を行いました。第 1 回新株予約権付ローンにおいては、一定の条件を充足した場合に当社が新株予約権者に新株予約権の行使要請を行うことができる期間が設けられておりますが、当該期間において行使要請の条件を充足せず、新株予約権者による行使を義務づけることができなくなったことから、当社の行使要請の機会を確保・維持することが最善の選択肢と判断し、前回と基本的に同様の新株予約権付ローンのスキームによるリファイナンスを実行することとしました。

本資金調達により、平成 25 年 3 月 15 日に第 1 回新株予約権付ローンを一括返済することとし、これに伴い、第 1 回新株予約権は消滅します (第 1 回新株予約権の概要は「10. 消滅する新株予

約権の概要」をご覧ください)。

## (2) 本スキーム選択の背景

当社は、新たな長期ビジョン「世界の非鉄リーダー&日本のエクセレントカンパニー」と、その達成に向けた平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間を対象とする「2012 年中期経営計画」(以下「本中期経営計画」といいます)を策定しております。

当社を取巻く事業環境は、世界景気の先行き不安の後退、為替レートの変動など世界経済が転換点をむかえているなかで、資源をめぐるのは優良資源の希少化や資源ナショナリズムが引き続き進展し、さらに国内では東日本大震災を受けて環境・エネルギー事業がクローズアップされるなど大きく変化しています。当社はこうした環境変化も踏まえながら、資源、製錬、材料の三つのコアビジネスの持続的成長により、平成 33 年度までに、ニッケル年間 15 万トン生産体制、権益分年間生産量銅 30 万トン及び金 30 トン並びに新規の材料新商品での経常利益 50 億円/年を達成することにより、「世界の非鉄リーダー」を目指します。また、「日本のエクセレントカンパニー」となるべく、連結売上高 1 兆円、連結当期純利益 1 千億円を目指して、成長戦略を推進してまいります。

当社は 2003 年中期経営計画以降、コアビジネスの拡充・強化と新製品の開発を基本戦略として諸施策を展開してまいりましたが、2009 年中期経営計画ではその仕上げとして、事業構造の転換による成長戦略を推進し、シエラゴルド・プロジェクトやタガニート・プロジェクトをはじめとした大型プロジェクトに経営資源を集中してまいりました。本中期経営計画では、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で、これまでの中期経営計画で実行してきた大型プロジェクト投資の収益獲得時期と位置付けており、資源事業においては既存鉱山の拡張を含めた資源権益の拡大、更なる自社権益の獲得及びシエラゴルド・プロジェクトの戦力化を推進し、製錬事業においてはニッケル年間 10 万トン生産体制を確立すると共に、HPAL (High Pressure Acid Leach : 高圧硫酸浸出) 技術の進化による更なる競争力の強化を目指します。材料事業においては事業構造改革を進め成長事業に経営資源を集中し、環境・エネルギー関連分野の電池材料等への投資の拡大を進めてまいります。これらの成長戦略を推進していくにあたり、本中期経営計画では平成 27 年度までの 3 年間に 1,700 億円の投資を予定していますが、現在見込まれる投資に加え、ソロモン・プロジェクトや銅、金の自社権益拡大に向けたマジョリティ鉱山の立ち上げなど、長期的な視野に基づく大型プロジェクトへの投資も積極的に推進してまいります。

こうした成長戦略を進めるなか、第 1 回新株予約権付ローンにより調達した資金は、長期安定資金として、当初計画どおりゴロ・ニッケル・プロジェクトなど大型プロジェクトへの投融資資金、既存借入金の返済資金、社債の償還資金、運転資金等に充当され、当社の事業規模の拡大に寄与してきました。今般、第 1 回新株予約権付ローンにおいて、新株予約権者に対し新株予約権の行使を要請できる期間の期限が到来したことに伴い、第 1 回新株予約権付ローンのリファイナンス等を検討してまいりましたが、当社は、「世界の非鉄リーダー&日本のエクセレントカンパニー」を目指すために積極的な投資を進めていく観点から、本中期経営計画の最終年度以降に権

益投資等の大規模な投資案件が発生した場合など、健全な財務体質を維持するために必要と判断した際に行使要請をすることにより将来の経営環境の変化に応じた資本増強を可能とし、かつ本ローン元本債権と本新株予約権を不可分一体のものとする事で、総合的に有利な条件で長期安定的な資金調達を可能とする本新株予約権付ローンによるリファイナンスを実施することが最善の選択肢であると判断いたしました。

本新株予約権付ローンは、第1回新株予約権付ローンと基本的に同様のスキームとなっています。すなわち、本新株予約権の行使に際して出資される財産を本ローン元本債権に限定するなど、本新株予約権と本ローン元本債権を不可分一体のものとした、一般的な転換社債型新株予約権付社債と同様の商品設計となっております。また、当社が権利行使を可能とする旨通知した場合など一定の条件が満たされることを本新株予約権の行使の条件とする行使制限条項（詳細は1. 本資金調達の目的及び理由（3）本新株予約権付ローンの商品性＜行使制限条項について＞をご覧ください。以下「行使制限条項」といいます。）や、当社が一定の条件の下で本新株予約権者に対し本新株予約権の行使を請求できるものとする行使コミットメント条項（詳細は1. 本資金調達の目的及び理由（3）本新株予約権付ローンの商品性＜行使コミットメント条項について＞をご覧ください。以下「行使コミットメント条項」といいます。）などが設けられているため、本中期経営計画の最終年度以降に権益投資等の大規模な投資案件が発生した場合など、健全な財務体質を維持するために必要と判断した際に行使要請をすることにより将来の経営環境の変化に応じた資本増強が可能となります。また、第1回新株予約権付ローンとの相違点として、行使コミットメント条項に基づき本新株予約権の行使を要請できる期間を2回設定するなど、当社の選択による資本増強の柔軟性を高めることが可能な設計としました。

さらに、これら行使制限条項及び行使コミットメント条項により、本新株予約権の行使を当社が原則としてコントロールできることや、本新株予約権の下限行使価額を第88期第3四半期末（平成24年12月31日時点）の1株当たり純資産額1,249円と発行決議日前日の終値を参考に設定し、発行決議日前日の終値の100%（1,436円）よりも低い株価での行使が生じない仕組みとすることにより、発行済株式の希薄化にも配慮した設計としました。

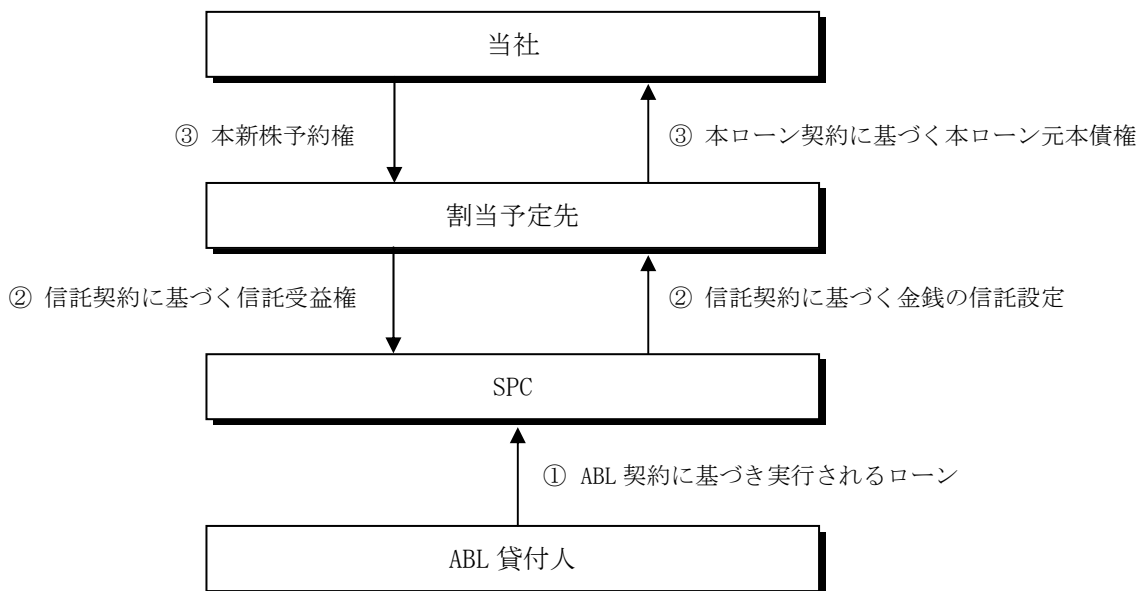
当社は、長期的な視点による大型プロジェクトの仕込みと育成により「世界の非鉄リーダー&日本のエクセレントカンパニー」を目指すためには、事業規模の拡大に伴う金属価格や為替の変動リスク、また、人件費など開発コストの増加やカントリーリスクの増大等への備えが重要であり、引き続き将来の経営環境に応じた資本増強が行える体制を整えておく必要があると考えております。また、本中期経営計画終了後についても、既存大型プロジェクトの推進に伴い多額の投資等が必要となることを予想しております。本資金調達により、将来の経営環境の変化に応じて資本増強が可能となるスキームを継続し、非鉄メジャー及び新興非鉄企業との競争環境が厳しくなるなかで優良な投資機会を逃さず事業基盤の強化を進め、財務体質の健全性ととのバランスを重視した長期ビジョンの達成に向けた経営戦略を推進することで企業価値を高め、ひいては株主価値の向上につながるものと考えております。

### (3) 本新株予約権付ローンの商品性

#### <本新株予約権付ローンの概要>

当社は、株式会社三井住友銀行（信託口）（以下「割当予定先」といい、有価証券届出書の効力発生日以降に当社と割当予定先の間で締結予定の新株予約権割当契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます）に従い同契約の割当会社の地位を承継した者を含みます）に対して本新株予約権を発行し、かつ割当予定先との間で本ローン契約を締結します。割当予定先は、一般社団法人エス・エム・エムCL2コーポレーション（以下「SPC」といいます）との間で締結する特定金外信託契約（以下「信託契約」といいます）における受託者であり、貸付人としての株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社伊予銀行、株式会社常陽銀行、株式会社南都銀行及び株式会社百十四銀行（以下「ABL 貸付人」と総称します）と SPC との間で個別に締結する金銭消費貸借契約（以下「ABL 契約」といいます）に基づき実行される貸付けの金員が委託者である SPC から割当予定先に信託され、当社に貸し付けられる予定です。また、これに伴い、SPC が保有する信託契約に基づく信託受益権は、ABL 貸付人に担保として差し入れられる予定です。このようなスキームは、ABL 貸付人にとって、保有形態として貸付債権を保有することが好ましいこと等の理由から採用されたものです。

#### <本新株予約権付ローンのスキーム図>



- ① SPC は、ABL 貸付人との間で ABL 契約を締結し、ABL 貸付人より総額 100,000 百万円を借り入れる。
- ② SPC は、割当予定先との間で信託契約を締結し、ABL 貸付人より借り入れた 100,000 百万円の金銭を信託設定し、信託受益権を取得する。

③ 当社は、割当予定先との間で本ローン契約を締結し、100,000百万円の資金調達を実施するとともに、割当予定先に対して本新株予約権を発行する。

※ 本新株予約権の行使制限条項が解除された場合(行使コミットメント条項が発動された場合を含みます)には、当該信託受益権が ABL 貸付人に ABL 契約に基づく借入債務の代物弁済として交付され、信託契約に基づき、受益者に対する信託財産の交付として、本新株予約権付ローンが ABL 貸付人に交付される。

#### <本新株予約権付ローンの特徴>

本新株予約権付ローンは、以下のように、転換社債型新株予約権付社債と同様に、本新株予約権と本ローン契約が不可分一体という特徴を有しております。また、行使制限条項により本新株予約権の行使の有無、行使できる本新株予約権の数及び本新株予約権の行使のタイミングをコントロールし、行使コミットメント条項により将来の経営環境の変化に応じた資本増強を実施することのできる設計となっております。加えて、本新株予約権付ローンは、第1回新株予約権付ローンと比較して、行使コミットメント条項に基づき本新株予約権の行使を要請できる期間を2回設定するなど、当社の選択による資本増強の柔軟性を高めています。

- 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本ローン元本債権となります。従って本新株予約権の行使と同時に、当社の本ローン契約に基づく負債は同額の資本に振り替わるようになるため、行使制限条項及び行使コミットメント条項と併せて一定の条件の下で、当社の選択による資本増強が可能となります。
- 本ローン元本債権は、当社の選択により、その全部又は一部をいつでも返済することが可能となっております。また、本ローン元本債権の全部又は一部が返済された場合には、返済された本ローン元本債権に対応する本新株予約権が行使できないこととなって法律上当然に消滅しますので、本ローン元本債権又は本新株予約権がそれぞれ単独で存在することがないようにしております。
- 本ローン契約に基づく貸付けが実行されない場合、本新株予約権の行使はできなくなり、本新株予約権は直ちに消滅します。
- 本新株予約権の譲渡には当社取締役会の決議による承認を要し、また本ローン元本債権は本新株予約権とともに譲渡しなければならない旨本ローン契約において合意されております。このように、本新株予約権は本ローン元本債権に随伴し、本新株予約権と本ローン元本債権とが異なる者に帰属することがないよう契約上の手当てがなされております。

#### <行使価額の修正と希薄化抑制効果について>

本新株予約権は、以下のように行使価額の修正が行われます。ただし、以下のとおり行使価額の下限値を第88期第3四半期末(平成24年12月31日時点)の1株当たり純資産額1,249円と発行決議日前日の終値を参考に設定することにより、発行決議日前日の終値の100%(1,436円)よりも低い株価での希薄化が生じない仕組みとなっております(なお、一定の場合において、行

使価額の下限值が調整されることがあります)。

本新株予約権の行使価額は、(i) 割当日の翌日以降、平成 26 年 9 月 14 日までの間については、行使の効力発生日の前日までの 20 連続取引日の売買高加重平均価格の平均(以下「VWAP 平均」といいます)の 100%に修正されます。(ii) 平成 26 年 9 月 15 日以降については、行使の効力発生日の前日までの 20 連続取引日の VWAP 平均の 98%に修正されます(ただし、(iii)に該当する場合は除きます)。(iii) 行使コミットメント条項が発動された場合、以下に記載される行使義務期間の開始日以降については、行使の効力発生日の前日までの 3 連続取引日の VWAP 平均の 95%に修正されます(行使コミットメント条項の発動については以下に記載されます)。

#### <行使制限条項について>

本新株予約権割当契約における本新株予約権の行使条件に係る条項の概要は以下のとおりです。行使制限条項及び行使コミットメント条項により、当社は本新株予約権者の権利行使を原則としてコントロールできるため、将来の経営環境の変化に応じた資本増強が可能となります。

各本新株予約権の行使は、次の①乃至⑦に掲げる場合の区分に応じ、当該①乃至⑦に定める期間においてのみ、行うことができます。

- ① 当社普通株式が上場廃止となる合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」といいます)が行われることが公表された場合  
当該公表がなされた時から当該組織再編行為の効力発生日又は当該組織再編行為がなされないことが公表された時までの期間
- ② 当社に対して公開買付け開始公告(金融商品取引法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公告をいいます)がなされた場合  
当該公告がなされた時から当該公告に係る公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの期間
- ③ 取引所金融商品市場(金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場をいいます)において当社普通株式が整理銘柄に指定された場合  
当該指定の時から当該指定が解除されるまでの期間
- ④ 割当予定先からの要請があった場合になされる当社による当該割当予定先の本新株予約権の行使を認容する旨の書面による通知が、当該割当予定先に到達した場合又は到達したとみなされた場合  
当該通知が割当予定先に到達した日又は到達したとみなされた日以降(ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とします)
- ⑤ 当社の自らの判断でなされる当社による本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、すべての割当予定先に到達した場合又は到達したとみなされた場合  
当該通知が割当予定先に到達した日又は到達したとみなされた日以降(ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とします)
- ⑥ 行使要請通知書(本新株予約権割当契約に定めるところに従い当社が作成した書面をい

います)が、本新株予約権割当契約に従いすべての割当予定先に到達した場合又は到達したとみなされた場合

平成29年2月15日から同年3月14日までの間に行使要請通知書による通知が行われた場合は平成29年3月15日以降、平成30年2月15日から同年3月14日までの間に行使要請通知書による通知が行われた場合は平成30年3月15日(ただし、本新株予約権割当契約に従い行使要請通知書の送付期限が延長された場合には、平成30年3月15日の当該延長の期間後の応当日)以降

- ⑦ 当社が本ローン契約に定める財務制限条項に違反した場合又は本ローン契約に従い期限の利益を失った場合であって、割当予定先のいずれかによる本新株予約権割当契約に従った本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、当社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

当該通知が当社に到達した日又は到達したとみなされた日以降

なお、上記④乃至⑥の各場合については、当社が行使できる本新株予約権の数等を指定できる旨が本新株予約権割当契約に定められています。

#### <行使コミットメント条項について>

本新株予約権割当契約における本新株予約権の行使義務に係る条項の概要は以下のとおりとなります。

当社は、次の条件を満たす場合に限り、行使要請通知書による通知を行うことにより、割当予定先に対し、指定した数の本新株予約権を、下記に記載する行使義務期間に行使することを要請することができ、割当予定先は原則として行使義務期間中の各特定行使義務期間(行使義務期間をその開始日から1ヶ月毎に区切った期間をいいます)毎に当該指定した数を均等に按分した数の本新株予約権の行使を義務付けられます。なお、下記に記載するとおり、行使を要請することができる本新株予約権の数には上限が定められています。

- ① 当社が、行使要請通知書を発送する時点において、本新株予約権の他に株価に連動して6カ月に1回を超える頻度で転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債等(日本証券業協会平成19年5月29日「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に定める「MSCB等」)を発行していないこと
- ② 当社が、行使要請通知書を発送する時点において、未公表の重要事実等を関知していないこと
- ③ 平成29年2月15日から同年3月14日までの間又は平成30年2月15日から同年3月14日までの間において、3連続取引日における当社の普通株式のVWAP平均が行使価額の下限を一度でも上回ること

#### 【行使義務期間】

- ① 平成29年2月15日から同年3月14日までの行使要請期間(第1回行使要請期間)に第1回行使要請通知書による通知が行われる場合：

平成 29 年 3 月 15 日から平成 31 年 3 月 14 日までの間

- ② 平成 30 年 2 月 15 日から同年 3 月 14 日までの行使要請期間（第 2 回行使要請期間）に第 2 回行使要請通知書による通知が行われる場合：

平成 30 年 3 月 15 日から平成 32 年 3 月 13 日までの間

**【行使要請新株予約権数の上限】**

行使要請新株予約権数は、行使要請通知書が全ての割当予定先に到達した又は到達したとみなされた時点において残存する本ローン元本債権の合計額を 5,000,000 円で除した数（ただし、第 1 回行使要請期間に行使要請通知書による通知が行われた場合には、当該第 1 回行使要請通知書が全ての割当予定先に到達した又は到達したとみなされた時点において残存する本ローン元本債権の合計額から、第 1 回行使要請新株予約権数に 5,000,000 円を乗じた金額、第 1 回行使要請通知書が到達し又は到達したとみなされた時点以降の本ローン元本債権の期限前返済金額、並びに上記<行使制限条項について>に記載の①乃至⑦（ただし、⑥を除く）の区分に基づき行使された新株予約権数に 5,000,000 円を乗じた金額の合計額を控除した金額を、5,000,000 円で除した数とする）を上限としております。

なお、第 2 回行使要請期間は本新株予約権割当契約に従い延長が可能となっており、行使コミットメント条項発動の機会が維持される設計となっています。延長の期間（以下「延長月数」といいます）は 1 ヶ月（開始日からその 1 ヶ月後の応当日の前日までの期間をいいます）を単位とし、延長を行った場合の第 2 回行使要請通知書において行使を要請する新株予約権数は、延長を行わなかった場合の第 2 回行使要請新株予約権数の上限（平成 30 年 3 月 14 日を第 2 回行使要請通知書がすべての割当会社に到達した時点又は到達したとみなされた時点とみなして、上記のとおり計算される）に  $(1 - \text{延長月数} / 24)$  を乗じた数を上限とし、延長を行った場合の第 2 回行使義務期間の開始日は延長月数だけ後の日としております。これにより、短期間に本新株予約権が大量に行使されることによる株式の希薄化や需給悪化に伴う株価下押し圧力を緩和するように配慮しております。

また、行使義務期間中の各特定行使義務期間において、以下に掲げる事由が発生した場合、当該特定行使義務期間における本新株予約権の行使義務は消滅します。ただし、行使義務が消滅した場合においても割当予定先が自らの判断で権利行使することは可能です。

- ① 行使日前取引日までの当社の普通株式の 3 連続取引日の VWAP 平均に 95% を乗じた価格が行使価額の下限を下回った日が当該特定行使義務期間に 1 日でも存在する場合
- ② 株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の直近 30 連続取引日の売買高の合計が 51,600,000 株未満となった日が当該特定行使義務期間に 1 日でも存在する場合
- ③ 当社の組織再編行為が行われることが公表された時から、当該組織再編行為がなされた時又は当該組織再編行為がなされないことが公表された時までの間に、当該特定行使義務期間に属する日が 1 日でも該当する場合
- ④ 当社の普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から、当該指定が解除されるまでの間に、当該特定行使義務期間に属する日が 1 日でも該当する場合



- ⑤ 当社の普通株式について、日本のいずれかの金融商品取引所において上場廃止された場合（ただし、上場廃止基準に抵触せず、かつ抵触するおそれのない状況において、当社の上場廃止申請により株式会社大阪証券取引所において上場廃止された場合又は金融商品取引所の統合による場合を除く）
- ⑥ 法令等により割当予定先による当社の普通株式の追加所有及び処分に制限が生じている取引日が、当該特定行使義務期間に 1 日でも存在する場合（割当予定先が重要事実等を知り、かつ、当該重要事実等が未公表である場合を含む）
- ⑦ 自然災害・人為的災害・経済情勢の著しい変化等により、株式会社東京証券取引所において当社の普通株式の取引がなされない日又は売買が成立しない日が、当該特定行使義務期間において 1 日でも存在する場合

#### （4）本スキームを選択した理由

当社は今回の資金調達に当たり以下のメリット及びデメリットを考慮し、また、他の資金調達方法との比較検討を行った結果、本資金調達に係るスキーム（以下「本スキーム」といいます）が当社にとって最善の選択肢であると判断しました。

##### メリット

- ① 第 1 回新株予約権付ローンと基本的に同様の資金調達スキームとすることで、第 1 回新株予約権付ローンに係るスキームと同様に将来の経営環境の変化に応じて資本増強が可能となるスキームを継続し、財務体質の健全性ととのバランスを重視した長期ビジョンの達成に向けた経営戦略を推進するという目的及び優位性を維持できること
- ② 事業規模の拡大に伴う金属価格や為替相場による収益の変動、カントリーリスクの増大等に備えるため、将来における経営環境の変化に応じた資本増強という当社のニーズを満たすスキームであること
- ③ 第 1 回新株予約権付ローンと比較して行使コミットメント条項発動の柔軟性が高められていること
- ④ 本ローン契約に本新株予約権を付すことにより、総合的に有利な条件で長期安定的な資金調達が可能となること
- ⑤ 当社の財務政策、信用力、ビジネスモデル及び事業環境等の特性について熟知した相手方との取引となることで、上記の当社ニーズに合ったスキームの検討、及び条件交渉等がよりスムーズに行えること
- ⑥ 本新株予約権の行使に際し出資される財産は本ローン元本債権であり、本新株予約権の行使により本ローン元本債権に係る負債が消滅し資本に振り替えられるため、必要に応じて適切に財務基盤の強化を図ることが可能となること
- ⑦ 行使制限条項を解除し、本新株予約権の行使が可能になるためには原則として当社の意思に基づく通知が必要となるため、本新株予約権の行使が開始されるタイミングをコントロールすることが基本的に可能であり、これにより将来の経営環境の変化に応じた資本増強が可能

となること

- ⑧ 行使コミットメント条項に基づき、当社は一定の条件の下で必要な数の本新株予約権について割当予定先に対して本新株予約権の行使を請求することができるため、本中期経営計画の最終年度以降において権益投資等の大規模な投資案件が発生した場合など、健全な財務体質を維持するために必要と判断した際にかかる請求をすることにより確実な資本増強を行うことが可能となること
- ⑨ 下限行使価額を第88期第3四半期末の1株当たり純資産額1,249円と発行決議日前日の当社普通株式の終値を参考に設定し、発行決議日前日の終値の100%（1,436円）よりも低い株価での行使が生じない仕組みとすること、また平成26年9月14日までは行使価額を行使時の当社普通株式の市場価格の100%とすることにより、株式の希薄化が合理的に抑制されていること
- ⑩ 将来株価が上昇した場合には行使価額が修正されることにより株式の希薄化が合理的に抑制されること

#### デメリット

- ① 本新株予約権が行使され、当社の普通株式が交付された場合、株式の希薄化及び株価の下落し圧力が生じる可能性があること
- ② 上記の場合、ABL貸付人の判断により当社の普通株式の売却が可能であるため、需給の観点から株価の下落要因となる可能性があること
- ③ 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、本新株予約権を行使することができる期間の最終日である平成32年3月13日を経過するまで、交付される当社普通株式数が確定しないこと

#### 他の資金調達方法との比較

- ① 当社普通株式の新規発行及び自己株式処分による資金調達は、長期資金の調達が一時に可能となるものの、同時に一株当たり利益の希薄化も引き起こされるため、本資金調達のような株式の希薄化の可能性が抑制された方法が望ましいと考えられること
- ② 普通社債の発行やコミットメントラインを含む銀行からの借入による資金調達では、一株当たり利益の希薄化は生じないものの、将来における経営環境の変化に応じた資本増強の観点から今回の資金調達の目的に照らして、不十分であると考えられること
- ③ 転換社債型新株予約権付社債による資金調達では、新株予約権の行使を当社が原則としてコントロールできないのに対して、本新株予約権付ローンでは、行使制限条項や行使コミットメント条項などにより、新株予約権の行使を当社が原則としてコントロールすることが可能であり、当社ニーズに合ったスキーム、条件設定が可能であること

※ 当社は、本新株予約権の発行は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第80号に規定された買収防衛策には該当しないものと考えております。なお、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第80号に規定された買収防衛策とは、「上

場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。」旨規定されております。

## 2. 募集の概要

### <本新株予約権の概要>

(1) 名 称	住友金属鉱山株式会社第2回新株予約権
(2) 発行新株予約権数	20,000 個
(3) 発行 価 額	0 円
(4) 割 当 日	平成 25 年 3 月 15 日
(5) 当該発行による潜在株式数	本新株予約権の行使価額は当社普通株式の時価との関係で上方又は下方に修正されますが、下限行使価額（1,436 円）を下回ることはありません。 仮に本新株予約権が下限行使価額によって行使された場合の最大潜在株式数は 69,637,880 株です。
(6) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価 額）	0 円 ※ 本新株予約権の発行価額の総額は 0 円ですが、本新株予約権の行使に際しては本ローン元本債権（100,000 百万円）が現物出資され、新たに払い込まれる金銭はございません。
(7) 行使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 1,867 円（下限行使価額 1,436 円） 行使価額は、（i）割当日の翌日以降、平成 26 年 9 月 14 日までの間については、行使の効力発生日の前日までの 20 連続取引日の VWAP 平均の 100%に修正されます。（ii）平成 26 年 9 月 15 日以降については、行使の効力発生日の前日までの 20 連続取引日の VWAP 平均の 98%に修正されます（ただし、（iii）に該当する場合は除きます）。（iii）行使コミットメント条項が発動された場合、行使義務期間については、行使の効力発生日の前日までの 3 連続取引日の VWAP 平均の 95%に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（1,436 円）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします（一定の場合において、下限行使価額が調整される場合があります）。
(8) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により全本新株予約権を株式会社三井住友銀行（信託口）に割当てます。
(9) そ の 他	当社は、株式会社三井住友銀行（信託口）との間で、金融商

	<p>品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の譲渡制限及び行使数量制限を定めた本新株予約権割当契約を締結する予定です。</p> <p>(譲渡制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役会の承認なくして、本新株予約権割当契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を第三者に対して譲渡することはできない。</li> </ul> <p>(行使数量制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め等に基づき、原則として、本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月（当月の初日から当月の最終日までの期間をいいます）において当該行使により取得することとなる当社の普通株式数が本新株予約権の割当日時点における当社の上場株式数の 10% を超えることとなる場合には、当該 10% を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことはできない。</li> </ul> <p>なお、本新株予約権の詳細は別紙「住友金属鉱山株式会社第 2 回新株予約権発行要項」をご覧ください。</p>
--	---

<本ローン契約の概要>

本ローン契約につきましては、以下のような概要により締結・実行する予定となっております。

(1)	借入人	住友金属鉱山株式会社
(2)	貸付人	株式会社三井住友銀行（信託口）
(3)	金額	100,000 百万円
(4)	契約日	平成 25 年 3 月 8 日
(5)	実行日	平成 25 年 3 月 15 日
(6)	満期日	平成 32 年 3 月 15 日 ただし、本ローン元本債権の全部又は一部について当社が指定した期日において返済することもできるものとします。

(7) 利 払 日	(i)平成 25 年 9 月 15 日を初回とし、(ii)以後、平成 30 年 3 月（ただし、平成 29 年 2 月 15 日から同年 3 月 14 日までの間に、行使コミットメント条項に基づく行使要請がなされた場合に該当したときは、平成 29 年 3 月）までは、毎年 3 月、9 月の各 15 日を、(iii)その後は、毎月の各 15 日（ただし、最終回は本ローン元本債権が完済される日）をいう。なお、上記(i)乃至(iii)により定まる日が営業日でない場合はその直後の営業日とし、かかる直後の営業日が翌暦月となる場合には直前の営業日とする。
(8) 適 用 利 率	① 実行日（当日を含む。）から平成 30 年 3 月に到来する利払日（ただし、平成 29 年 2 月 15 日から同年 3 月 14 日までの間に、行使コミットメント条項に基づく行使要請がなされた場合に該当したときは、平成 29 年 3 月に到来する利払日とする。）（当日を含まない。）まで 6 ヶ月日本円 Tibor+0.305% ② 平成 30 年 3 月に到来する利払日（ただし、平成 29 年 2 月 15 日から同年 3 月 14 日までの間に、行使コミットメント条項に基づく行使要請がなされた場合に該当したときは、平成 29 年 3 月に到来する利払日とする。）（当日を含む。）以降 1 ヶ月日本円 Tibor+0.305% ※ただし、適用利率には株式会社三井住友銀行（信託口）及び SPC 宛のスキーム維持関連費用を含んでいます。
(9) 新株予約権の行使	本新株予約権が行使され、本ローン元本債権が出資された場合、行使された本新株予約権に係る本ローン元本債権は弁済期が到来し、かつ借入人に給付されたものとみなします。
(10) 担 保 提 供	無担保・無保証
(11) 資 金 使 途	下記 3. (2) 参照

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
—円	—円	—円

※ 本新株予約権の発行価額の総額は 0 円であり、また、本新株予約権の行使に際しては本ローン元本債権が現物出資されるため、新たに払い込まれる金銭はございません。

※ 当社は、本新株予約権の発行に伴い、本ローン契約に基づき総額 100,000 百万円を調達する予定です。

※ 本資金調達に係る諸費用の概算額として、フィナンシャル・アドバイザー・フィー1,341百万円、リーガル・アドバイザー・フィー5百万円、価値算定費用3百万円を見込んでおります。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期

本新株予約権の発行価額の総額は0円であり、また、本新株予約権の行使に際しては本ローン元本債権が現物出資されるため、新たに払い込まれる金銭はございません。もともと、当社は、本新株予約権の発行に伴い、本ローン契約に基づき総額100,000百万円を調達する予定であり、当該調達した資金は、本ローン契約に基づく借入れの実行日同日（平成25年3月15日）に、当社が平成20年2月8日に株式会社三井住友銀行（信託口）との間で締結した金銭消費貸借契約（以下「第1回新株予約権付ローン契約」といいます）に基づく元本債務の返済に充当される予定です。

#### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

本ローン契約に基づき調達される借入金100,000百万円は、その全額が第1回新株予約権付ローンのリファイナンスのために用いられる予定です。「1. 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、かかる本新株予約権付ローンによるリファイナンスを実施することにより、将来の環境変化に応じた資本増強等の資本政策が可能となり、非鉄メジャー及び新興非鉄企業との競争環境が厳しくなるなかで、優良な投資機会を逃さず事業基盤の強化を進め、財務体質の健全性保持とのバランスを重視した長期ビジョンの達成に向けた経営戦略を推進することができ、株主価値の向上に寄与するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本新株予約権付ローンの価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に本新株予約権付ローンの価値算定を依頼し、同社より本新株予約権付ローンの評価報告書を取得いたしました。当該評価報告書においては、一般的な価格算定モデルである二項格子モデルに基づき、本新株予約権の発行の諸条件に加え、本新株予約権の理論価値等に影響を与えると考えられる実勢金利、当社普通株式の算定時点における市場価格及びそのボラティリティ、配当利回り等を前提として価値算定が実施されています。なお、本新株予約権の理論価値に大きな影響を与える実勢金利については、本新株予約権付ローンの満期日までの期間に応じた当社のクレジット・リスクが勘案されております。ボラティリティについては、同じく本新株予約権付ローンの満期日までの期間に応じたヒストリカル・ボラティリティが採用されています。また、本スキームにおける行使コミットメント条項及び行使制限条項について、当社の資金需要等に関する検討が行われた上で、行使コミットメント条項に基づく行使要請に関する当社

の行動について一定の前提条件が置かれるとともに、行使制限条項を解除する行使の承諾が行使期間にわたって一様に分散的に発生するものと仮定して評価されています。これらの前提を基に算定された結果として、(i) 本新株予約権の理論的な公正価値と、(ii) 本新株予約権の実質的対価（金利減免効果）は概ね見合っていることから、本新株予約権付ローンの理論価値の 99,981 百万円と本ローン元本債権の払込金額の 100,000 百万円は概ね見合っているものと評価されております。

当社は、当該評価報告書の本新株予約権付ローンの価値算定に係る前提条件及びその算定方法が適正なものであることを確認した上で、当該評価報告書を参考に、以下の点を総合的に勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととすることが、割当予定先に特に有利な条件ではないものと判断いたしました。

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産が本ローン元本債権に限定されていること、本ローン契約が実行されない場合には本新株予約権を行使することはできず本新株予約権は直ちに消滅すること、本新株予約権と本ローン元本債権を別々に譲渡しない旨合意されていること、本ローン元本債権が返済等により消滅する際には本新株予約権も消滅すること等を考慮すると、本新株予約権と本ローン契約は不可分一体であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である本ローン元本債権は密接に関連すること
- ② 本ローン契約に本新株予約権を付すことにより、通常の借入よりも総合的に有利な条件で長期の資金調達が可能となること

また、当社監査役全員も、当該評価報告書の本新株予約権付ローンの価値算定に係る前提条件及びその算定方法が適正なものであることを確認した上で、当該評価報告書を参考に、以上の点を総合的に勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととすることが割当予定先に特に有利な条件ではないものと判断しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、現時点において本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は確定しておりません。本新株予約権の行使価額は将来の当社の普通株式の株価に応じて決定される額となりますが、下限行使価額を下回る行使価額にて本新株予約権の行使がなされることがないように設計されております。仮に、下限行使価額で本新株予約権が全て行使された場合、平成 24 年 12 月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 581,628,031 株及び総議決権数 548,942 個に対する行使による潜在株式数 69,637,880 株及び潜在議決権数 69,634 個の比率は、それぞれ 12.0%、12.7%となります。

したがって、上記のとおり、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることとなりますが、下記のとおり、当社株主の皆様にとって本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準にあるものと判断しております。

- ① 「1. 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達は当社の株主価値の向上

に資するものであると考えられること

- ② 本新株予約権には行使制限条項が付されており、本新株予約権が行使され当社の普通株式が交付される機会が限定されていること
- ③ 本新株予約権の下限行使価額は発行決議日前日の終値以上に設定されており、株式の希薄化の規模が限定されていること
- ④ 行使コミットメント条項の発動により本新株予約権の行使が行われる場合も、行使義務の履行は2年間かけて段階的に行えるように設計されており、急速な希薄化が生じないように一定の配慮がなされていること
- ⑤ 行使コミットメント条項には、行使義務期間中の各特定行使義務期間において当社普通株式の流動性が大幅に減少した場合に当該特定行使義務期間における本新株予約権の行使義務が消滅する等、株式の希薄化や需給悪化に伴う株価下押し圧力を緩和するように配慮した規定が付与されていること
- ⑥ 本新株予約権割当契約において、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定め等に基づき、原則として、本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、割当日における当社の発行済株式の10%を超えて当社株式を取得することとなる本新株予約権の行使を制限する旨を割当予定先との間で合意しているため、本新株予約権の行使がなされた場合であっても、市場に過度の影響を与えるものではなく、株主への影響も限定されていること
- ⑦ 当社は株主還元の一環として自己株式の取得を進めていることから相応の自己株式を保有しており(平成24年12月31日現在において、発行済株式数の5.1%にあたる29,398,027株)、仮に本新株予約権が行使されることとなったとしても、当該自己株式を交付することをもって、新株の発行及び発行済株式数の増加を抑制するという対応も可能であること

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先等の概要

#### <割当予定先の概要>

(1) 名 称	株式会社三井住友銀行(信託口)
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
(3) 代表者の役職・氏名	頭取 國部 毅
(4) 事 業 内 容	銀行業務
(5) 資 本 金	1,770,996百万円(平成24年9月30日現在)
(6) 設 立 年 月 日	平成8年6月6日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 106,248,400株 優先株式 70,001株 (平成24年9月30日現在)
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	48,501人(平成24年9月30日現在)



(10)	主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）		
(11)	大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100.00%		
(12)	当事会社間の関係			
	資本関係	株式会社三井住友銀行が保有している当社普通株式の数： 7,650,491株（平成24年9月30日現在）（注1）（注2）		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	預金・借入等		
	関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態	（単位：百万円。特記しているものを除く。）		
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
	連結純資産	6,894,564	6,983,132	7,276,706
	連結総資産	120,041,369	132,715,674	138,251,602
	1株当たり連結純資産(円)	49,036.12	50,344.52	53,960.98
	連結経常収益	2,579,933	2,711,380	2,687,911
	連結経常利益	557,781	751,208	857,919
	連結当期純利益	332,497	450,832	533,816
	1株当たり連結当期純利益 (円)	4,240.20	4,184.89	5,024.23
	1株当たり配当金(円)	普通株式 1,620 第1回第六種優先 株式 88,500	普通株式 1,388 第1回第六種優先 株式 88,500	普通株式 1,485

(注1) 株式会社三井住友銀行（信託口）は、当社が平成20年2月15日に発行した住友金属鉾山株式会社第1回新株予約権20,000個を保有しておりますが、当社は、本ローン契約に基づく借入金を、同契約に基づく借り入れの実行日同日（平成25年3月15日）に、第1回新株予約権付ローン契約に基づく元本債務の返済に充当させる予定であるため、当該新株予約権は、かかる返済により行使できないこととなり、消滅する予定です。

(注2) 当社は株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式を、831,691株保有しています（平成24年9月30日現在）。

<SPC の概要>

(1) 名 称	一般社団法人エス・エム・エムCL2コーポレーション
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
(3) 代表者の役職・氏名	代表理事 関口 陽平
(4) 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新株予約権、ローン債権その他債権の取得、保有及び処分</li> <li>・ 有価証券信託、債券信託、特定金外信託、金銭信託又はこれらを組み合わせた包括信託の受益権の取得、保有及び処分</li> <li>・ その他上記業務に付帯又は関連する事業</li> </ul>
(5) 基 金	3,500 千円 (平成 25 年 2 月 25 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	平成 25 年 1 月 28 日
(7) 決 算 期	12 月 31 日
(8) 当事会社との関係	
資 本 関 係	当社は当該法人の基金を全額出資しております。
人 的 関 係	当社と当該法人の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該法人の関係者との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当該法人は本資金調達の実行のために設立されました。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該法人は、当社の関連当事者に該当いたしません。

<ABL 貸付人の概要>

①三井住友銀行

(1) 名 称	株式会社三井住友銀行
(2) ABL 契約における貸付予定額	605 億円
(3) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
(4) 代表者の役職・氏名	頭取 國部 毅
(5) 事 業 内 容	銀行業務
(6) 資 本 金	1,770,996 百万円 (平成 24 年 9 月 30 日現在)
(7) 設 立 年 月 日	平成 8 年 6 月 6 日

(8) 発行済株式数	普通株式 106,248,400 株 優先株式 70,001 株 (平成 24 年 9 月 30 日現在)		
(9) 決算期	3 月 31 日		
(10) 従業員数	48,501 人 (平成 24 年 9 月 30 日現在)		
(11) 主要取引先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100.00%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	株式会社三井住友銀行が保有している当社普通株式の数： 7,650,491 株 (平成 24 年 9 月 30 日現在) (注 1) (注 2)		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	預金・借入等		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連結純資産	6,894,564	6,983,132	7,276,706
連結総資産	120,041,369	132,715,674	138,251,602
1 株当たり連結純資産(円)	49,036.12	50,344.52	53,960.98
連結経常収益	2,579,933	2,711,380	2,687,911
連結経常利益	557,781	751,208	857,919
連結当期純利益	332,497	450,832	533,816
1 株当たり連結当期純利益 (円)	4,240.20	4,184.89	5,024.23
1 株当たり配当金(円)	普通株式 1,620 第 1 回第六種優先 株式 88,500	普通株式 1,388 第 1 回第六種優先 株式 88,500	普通株式 1,485

(注 1) 株式会社三井住友銀行 (信託口) は、当社が平成 20 年 2 月 15 日に発行した住友金属鉦

山株式会社第 1 回新株予約権 20,000 個を保有しておりますが、当社は、本ローン契約に基づく借入金を、同契約に基づく借り入れの実行日同日（平成 25 年 3 月 15 日）に、第 1 回新株予約権付ローン契約に基づく元本債務の返済に充当させる予定であるため、当該新株予約権は、かかる返済により行使できないこととなり、消滅する予定です。

（注 2）当社は株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式を、831,691 株保有しています（平成 24 年 9 月 30 日現在）。

②三井住友信託銀行

(1) 名 称	三井住友信託銀行株式会社
(2) ABL 契約における貸付予定額	300 億円
(3) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
(4) 代表者の役職・氏名	取締役社長 常陰 均
(5) 事業内容	銀行業務
(6) 資本金	342,037 百万円（平成 24 年 9 月 30 日現在）
(7) 設立年月日	大正 14 年 7 月 28 日
(8) 発行済株式数	普通株式 1,674,537,008 株 第二種優先株式 109,000,000 株（平成 24 年 9 月 30 日現在）
(9) 決算期	3 月 31 日
(10) 従業員数	19,164 人（平成 24 年 9 月 30 日現在）
(11) 主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）
(12) 大株主及び持株比率	三井住友トラスト・ホールディングス 100.00%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	三井住友信託銀行株式会社が保有している当社普通株式の数：866,000 株（平成 24 年 9 月 30 日現在）（注 1）（注 2）
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	預金・借入・株主名簿管理人に係る業務委託等
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結純資産	1,449,945	1,507,095	1,544,342
連結総資産	20,551,049	20,926,094	21,438,505
1株当たり連結純資産(円)	619.15	651.72	673.00
連結経常収益	859,610	829,365	967,663
連結経常利益	148,147	100,765	145,146
連結当期純利益	53,180	83,509	59,068
1株当たり連結当期純利益 (円)	30.17	47.11	32.52
1株当たり配当金(円)	普通株式 10.00 第二種優先株式 24.28	普通株式 14.00 第二種優先株式 42.30	普通株式 45.85 第二種優先株式 42.30

(注1)三井住友信託銀行株式会社他2名の共同保有者から平成24年8月21日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書により、平成24年8月15日(報告義務発生日)現在で当社普通株式48,056,700株を保有している旨の連絡を受けておりますが、平成24年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりません。

(注2)当社は、三井住友信託銀行株式会社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の普通株式9,712,408株及び第1回第七種優先株式5,000,000株をそれぞれ保有しています(平成24年9月30日現在)。

### ③伊予銀行

(1) 名称	株式会社伊予銀行
(2) ABL契約における貸付予定額	50億円
(3) 所在地	愛媛県松山市南堀端町1番地
(4) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 大塚 岩男
(5) 事業内容	銀行業務
(6) 資本金	20,948百万円(平成24年9月30日現在)
(7) 設立年月日	昭和16年9月1日
(8) 発行済株式数	323,775,366株(平成24年9月30日現在)
(9) 決算期	3月31日
(10) 従業員数	2,954人(平成24年9月30日現在)
(11) 主要取引先	一般顧客(個人及び事業法人)
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 11.39%

(13) 当事会社間の関係			
資本関係	株式会社伊予銀行が保有している当社普通株式の数： 2,379,684株（平成24年9月30日現在） 当社が保有している株式会社伊予銀行の株式の数： 1,926,603株（平成24年9月30日現在）		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	預金・借入等		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結純資産	375,273	377,976	414,428
連結総資産	5,210,401	5,365,448	5,672,541
1株当たり連結純資産（円）	1,129.47	1,134.33	1,246.79
連結経常収益	115,954	114,857	124,486
連結経常利益	20,798	26,648	35,516
連結当期純利益	13,272	15,076	18,413
1株当たり連結当期純利益（円）	41.58	47.24	57.71
1株当たり配当金（円）	8.00	8.00	9.00

④常陽銀行

(1) 名称	株式会社常陽銀行
(2) ABL契約における貸付予定額	25億円
(3) 所在地	茨城県水戸市南町2丁目5番5号
(4) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 寺門 一義
(5) 事業内容	銀行業務
(6) 資本金	85,113百万円（平成24年9月30日現在）
(7) 設立年月日	昭和10年7月30日

(8) 発行済株式数	799,231,875株(平成24年9月30日現在)		
(9) 決算期	3月31日		
(10) 従業員数	3,855人(平成24年9月30日現在)		
(11) 主要取引先	一般顧客(個人及び事業法人)		
(12) 大株主及び持株比率	ノーザントラストカンパニーサブアカウント 5.08%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	株式会社常陽銀行が保有している当社普通株式の数: 2,958,000株(平成24年9月30日現在) 当社が保有している株式会社常陽銀行の株式の数:1,517,825 株(平成24年9月30日現在)		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	預金・借入等		
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結純資産	428,101	424,997	446,615
連結総資産	7,416,708	7,438,307	8,005,275
1株当たり連結純資産(円)	551.79	551.72	583.98
連結経常収益	161,359	154,402	153,673
連結経常利益	20,308	20,791	33,822
連結当期純利益	14,051	13,990	18,134
1株当たり連結当期純利益 (円)	18.17	18.14	23.66
1株当たり配当金(円)	8.00	8.00	8.00

⑤南都銀行

(1) 名 称	株式会社南都銀行		
(2) ABL 契約における貸付予定額	10 億円		
(3) 所在地	奈良県奈良市橋本町 16 番地		
(4) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 植野 康夫		
(5) 事業内容	銀行業務		
(6) 資本金	29,249 百万円 (平成 24 年 9 月 30 日現在)		
(7) 設立年月日	昭和 9 年 6 月 1 日		
(8) 発行済株式数	281,756,564 株 (平成 24 年 9 月 30 日現在)		
(9) 決算期	3 月 31 日		
(10) 従業員数	2,984 人 (平成 24 年 9 月 30 日現在)		
(11) 主要取引先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 3.76%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	株式会社南都銀行が保有している当社普通株式の数： 2,536,671 株 (平成 24 年 9 月 30 日現在) 当社が保有している株式会社南都銀行の株式の数：942,858 株 (平成 24 年 9 月 30 日現在)		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	預金・借入等		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連結純資産	207,095	207,175	212,241
連結総資産	4,568,768	4,608,561	4,809,575
1 株当たり連結純資産(円)	661.81	660.24	675.42
連結経常収益	93,932	90,981	90,075



連結経常利益	10,928	12,781	11,676
連結当期純利益	7,293	6,584	3,467
1株当たり連結当期純利益 (円)	26.45	23.88	12.57
1株当たり配当金(円)	6.00	6.00	6.00

⑥百十四銀行

(1) 名称	株式会社百十四銀行
(2) ABL 契約における貸付予定額	10 億円
(3) 所在地	香川県高松市亀井町 5 番地の 1
(4) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 渡邊 智樹
(5) 事業内容	銀行業務
(6) 資本金	37,322 百万円 (平成 24 年 9 月 30 日現在)
(7) 設立年月日	大正 13 年 3 月 30 日
(8) 発行済株式数	310,076,069 株 (平成 24 年 9 月 30 日現在)
(9) 決算期	3 月 31 日
(10) 従業員数	2,603 人 (平成 24 年 9 月 30 日現在)
(11) 主要取引先	一般顧客 (個人及び事業法人)
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 6.20%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	株式会社百十四銀行が保有している当社普通株式の数： 2,000,268 株 (平成 24 年 9 月 30 日現在) 当社が保有している株式会社百十四銀行の株式の数： 1,859,128 株 (平成 24 年 9 月 30 日現在)
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	預金・借入等
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結純資産	225,432	220,402	227,854
連結総資産	3,844,792	3,862,071	4,018,896
1株当たり連結純資産(円)	684.40	666.04	700.36
連結経常収益	83,459	78,740	76,945
連結経常利益	9,346	8,171	14,075
連結当期純利益	5,371	5,209	5,813
1株当たり連結当期純利益 (円)	17.44	16.91	18.92
1株当たり配当金(円)	7.00	7.00	7.00

※ 当社は、割当予定先及びABL貸付人のうち、①株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社は東京証券取引所における国債先物等取引参加者であり、それらの親会社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の記載内容により、反社会的勢力とは関係がないものと判断し、②その他は東京証券取引所市場第一部に上場しており、株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の記載内容により反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、SPCについては、当該法人に係る関連情報をインターネット等での検索を行うことにより、反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その確認書を、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所にそれぞれ提出しております。なお、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社は、東京証券取引所における国債先物等取引参加者であるため、当該確認書を、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出することを要しません。

## (2) 割当予定先等を選定した理由

本資金調達における資金提供者である株式会社三井住友銀行をはじめとするABL貸付人は、いずれも当社と長年の取引がある金融機関であり、当社の財務政策、信用力、ビジネスモデル及び事業環境等の特性についても熟知しております。また、本資金調達をアレンジしたSMB C日興証券株式会社及びABL貸付人との検討の結果、前記のとおり本資金調達においては本スキームを採用することとし、株式会社三井住友銀行(信託口)を本新株予約権の割当予定先としました。

なお、前記のとおり、信託契約に基づく信託受益権はSPCが保有し、SPCに対して貸付を行うABL貸付人に担保として差入れられる予定です。

(注) 本資金調達は、日本証券業協会会員であるSMB C日興証券株式会社の助言に基づき行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に配慮して行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権者は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡することはできません（ただし、信託契約に基づき、信託財産の交付として本ローン契約上の元利金債権が受益者に交付される場合、当社取締役会は請求を受け次第直ちに本新株予約権の譲渡を承認します）。また、割当予定先は、本新株予約権が行使された場合に交付を受けることとなる当社普通株式の長期保有を約しておりません。本新株予約権が行使された場合に本新株予約権者が交付を受けることとなる当社普通株式は、その所有者の判断により第三者に売却することができます。

株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項までの定め、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 4 条第 1 項及び企業行動規範に関する規則の取扱い 2 (1) 乃至 (6) までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の規定に基づき、当社は、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社の普通株式の数が本新株予約権の割当日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができない旨を割当予定先との間で合意しており、その他必要な措置を講じています。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在等について確認した内容

本新株予約権の発行価額の総額は 0 円であり、また、本新株予約権の行使に際しては本ローン元本債権が現物出資されるため、本新株予約権の発行及び行使に際して払込みを必要とする金銭はございません。

なお、本ローン契約に基づく割当予定先による当社への貸付けは、ABL 貸付人による ABL 契約に基づく貸付けの金員を原資としますが、当社は、本ローン契約において、ABL 貸付人が ABL 契約に基づき当該契約における貸付義務を始めとする各種義務を負担することを確認しており、また、ABL 貸付人が開示している直近の有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書により ABL 契約に基づく貸付けに十分な現預金を保有していることを確認しております。

### (5) 株券貸借に関する契約

当社の役員又は大株主と割当予定先である株式会社三井住友銀行（信託口）との間で、本資金調達に関連して当社株券の貸借に関する契約等を締結する予定はありません。

なお、当社は、本新株予約権割当契約において、割当予定先との間で、割当予定先が、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の空売りを目的として、信託契約における受託者として当該株式の借株を行わない旨を合意しております。

## 7. 大株主及び持株比率

割当前（平成 24 年 9 月 30 日現在）	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.20%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	2.24%
NT RE GOVT OF SPORE INVT CORP P.LTD	1.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	1.65%
新日鐵住金株式会社	1.49%
株式会社三井住友銀行	1.31%
住友生命保険相互会社	1.28%
住友商事株式会社	1.20%
トヨタ自動車株式会社	1.20%

※ 割当予定先は、本新株予約権が行使された場合に交付を受けることとなる当社普通株式の長期保有を約していないため、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。なお、各 ABL 貸付人は、代物弁済又は担保権の実行により信託契約に基づく信託受益権の交付を受け、信託契約が解除された場合には、本新株予約権者となり、この場合の本新株予約権全部に係る潜在株式数を反映した最大持株比率は、それぞれ、株式会社三井住友銀行につき 7.6%、三井住友信託銀行株式会社につき 3.3%、株式会社伊予銀行につき 0.9%、株式会社常陽銀行につき 0.7%、株式会社南都銀行につき 0.5%、及び株式会社百十四銀行につき 0.4%となります。ただし、各 ABL 貸付人は、銀行法第 16 条の 3 に基づく規制により総議決権数の 5%を超える議決権の保有が制限されており、本新株予約権の行使を行おうとする時点において、本新株予約権の行使により保有することとなる当社の議決権の数及び各 ABL 貸付人が当該時点で保有する当社の議決権の数を合計した数の割合が、当社の総議決権数の 5%を超えることとなる場合には、当該 5%を超える部分の本新株予約権の行使を行うことができません。

## 8. 今後の見通し

今回の資金調達による業績への影響は軽微なものであり、平成 25 年 3 月期の業績予想への影響はございません。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第 432 条及び株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 消滅する新株予約権の概要

(1) 名 称	住友金属鉱山株式会社第1回新株予約権
(2) 発行新株予約権数	20,000 個
(3) 発行 価 額	0 円
(4) 消 滅 予 定 日	平成 25 年 3 月 15 日 (本ローン契約に基づく貸付けの実行予定日)

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連 結 売 上 高	725,827 百万円	864,077 百万円	847,897 百万円
連 結 営 業 利 益	66,265 百万円	96,038 百万円	88,498 百万円
連 結 経 常 利 益	87,791 百万円	123,701 百万円	108,750 百万円
連 結 当 期 純 利 益	53,952 百万円	83,962 百万円	65,219 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	96.26 円	149.38 円	116.05 円
1 株 当 たり 配 当 金	20.0 円	32.0 円	28.0 円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	1,043.50 円	1,121.19 円	1,173.13 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 24 年 9 月 30 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	581,628,031 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	57,175,528 株	9.8%
下限値の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	57,175,528 株	9.8%

※ 現時点において本新株予約権が行使され行使価額の修正が行われたと仮定した場合の潜在株式数を記載しております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
始 値	953 円	1,400 円	1,436 円
高 値	1,626 円	1,593 円	1,482 円
安 値	951 円	1,031 円	936 円
終 値	1,391 円	1,431 円	1,163 円

② 最近6か月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始 値	831 円	812 円	977 円	1,046 円	1,132 円	1,298 円
高 値	905 円	1,062 円	1,081 円	1,134 円	1,233 円	1,428 円
安 値	805 円	785 円	967 円	1,007 円	1,104 円	1,205 円
終 値	808 円	985 円	1,051 円	1,129 円	1,208 円	1,423 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年2月22日
始 値	1,421 円
高 値	1,454 円
安 値	1,414 円
終 値	1,436 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

12. 発行要項

別紙参照

以 上

(別紙)

住友金属鉱山株式会社  
第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称  
住友金属鉱山株式会社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額  
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
3. 申込期間  
平成25年3月15日
4. 本新株予約権の割当日  
平成25年3月15日
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）数は、金5,000,000円（以下「出資金額」という。）をその時有効な行使価額（第8項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。
6. 本新株予約権の総数                    20,000 個
7. 新株予約権証券  
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、株式会社三井住友銀行（信託口）及び当社との平成25年3月8日付金銭消費貸借契約証書（以下「本ローン契約」という。）に基づく貸金元本債権（以下「本ローン元本債権」という。）とし、その価額は、本新株予約権1個につき、金5,000,000円とする。本新株予約権の行使に際して出資された本ローン元本債権は、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ混同により消滅する。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合において、本新株予約権の行使に際して出資される本ローン元本債権の当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初金1,867円とする。ただし、行使価額は第9項及び第10項に定めるところに従い修正される。

#### 9. 行使価額の修正

- (1) ① 本新株予約権の割当日の翌日以降、行使価額は、第15項第(2)号に定める本新株予約権の各行使の効力発生日（以下「修正日」という。）に係る時価算定期間（次号に定める。）の各取引日の株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の売買高加重平均価格（午後立会（半休日においては、午前立会）終了時における終日の売買高加重平均価格をいう。以下「基準価格」という。）の平均値に第(3)号に定める料率を乗じた値に相当する金額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）に修正される。なお、時価算定期間内に、第(4)号に定める基準価額調整事由が生じた場合には、上記の計算における時価算定期間の各取引日の基準価格は、第10項に準じて、当社が適当と判断する値に調整される。
- ② 前①の行使価額の算出の結果、行使価額が金1,436円（以下「下限行使価額」という。ただし、第10項による調整を受ける。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

- (2) 前号に規定する「時価算定期間」とは、次の①及び②に掲げる場合の区分に応じ、当該①及び②に定める期間とする。

- ① 行使要請通知書（株式会社三井住友銀行（信託口）及び当社との間の平成25年3月13日付住友金属鉱山株式会社第2回新株予約権割当契約証書（以下「本新株予約権割当契約」という。）第10条第1項で規定される行使要請通知書をいう。以下同じ。）が、本新株予約権割当契約に従い同契約で定めるすべての割当会社（本新株予約権割当契約に従い同契約の割当会社の地位を承継した者を含み、以下「割当会社」という。）に到達した場合又は到達したとみなされた場合であって、修正日が当該行使要請通知書に対応する行使義務期間（本新株予約権割当契約第10条第1項で規定される行使義務期間をいう。以下同じ。）開始日以降である場合
- 修正日の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日。ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格のない日は除き、修正日の前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日まで（当日を含む。）の3連続取引日とする。

- ② ①以外の場合

修正日の前日まで（当日を含む。）の20連続取引日。ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格のない日は除き、修正日の前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引



日まで（当日を含む。）の20連続取引日とする。

(3) 本項第(1)号に規定する「料率」とは、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める率とする。

① 修正日が本新株予約権の割当日の翌日以降平成26年9月14日まで（当日を含む。）である場合

100%

② 修正日が平成26年9月15日以降である場合（次③に該当する場合を除く。）

98%

③ 行使要請通知書が本新株予約権割当契約に従いすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合であって、修正日が当該行使要請通知書に対応する行使義務期間開始日以降である場合

95%

(4) 第(1)号に規定する「基準価額調整事由」とは、次の①から⑤までに該当する場合とする。

① 第10項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）であって、以下のいずれかに該当するとき

(イ) 払込期日又は払込期間の末日の前日が時価算定期間に含まれるとき（当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。）

(ロ) 当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合であって、当該権利を与える株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る株式会社東京証券取引所の定める権利落の期日（以下「権利落の期日」という。）が時価算定期間に含まれるとき

② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合であって、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る権利落の期日が時価算定期間に含まれるとき

③ 第10項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は第10項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

(イ) 払込期日又は払込期間の末日の前日が時価算定期間に含まれるとき（当該募集において株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合を除

く。)

- (ロ) 当該募集において株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合であって、当該権利を与える株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る権利落の期日が時価算定期間に含まれるとき
- ④ 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために基準価額の調整を必要とする場合
- ⑤ ①から前④までの他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により基準価額の調整を必要とする場合

#### 10. 下限行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「下限行使価額調整式」という。）により下限行使価額を調整する。

$$\text{調整後下限行使価額} = \text{調整前下限行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 下限行使価額調整式により下限行使価額の調整を行う場合及びその調整後下限行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後下限行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。
- ② 当社普通株式の株式分割等を行う場合  
調整後下限行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして下限行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (3) ① 下限行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ② 下限行使価額調整式で使用する時価は、調整後下限行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。  
この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ③ 下限行使価額調整式で使用する調整前下限行使価額は、調整後下限行使価額を適用する日の前日において有効な下限行使価額とし、下限行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後下限行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、下限行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 下限行使価額調整式により算出された調整後下限行使価額と調整前下限行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に下限行使価額の調整を必要とする事由が発生し下限行使価額を調整する場合は、下限行使価額調整式中の調整前下限行使価額に代えて、調整前下限行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために下限行使価額の調整を必要とする場合。
- ② 前①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により下限行使価額の調整を必要とする場合。
- ③ 下限行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後下限行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由によ

る影響を考慮する必要がある場合。

- (5) 第 9 項又は前各号の規定により行使価額の修正又は下限行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前行使価額又は調整前下限行使価額、修正後行使価額又は調整後下限行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 3 月 15 日から平成 32 年 3 月 13 日（以下「最終日」という。）の銀行営業時間終了時までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。上記にかかわらず、第 17 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（第 17 項に定めるところにより、第 17 項に定める承継新株予約権を交付する場合に限る。）は、それらの効力発生日から 14 日後以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

#### 12. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 本ローン元本債権の全部が返済その他の理由により消滅した場合、本ローン元本債権の全部が消滅した日以降、本新株予約権の行使はできないものとする。
- (3) 本ローン契約に定める貸付実行日に同契約に基づく貸付が実行されなかった場合、本新株予約権の行使はできないものとする。
- (4) 次の①から⑥までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から⑥までに定める期間においてのみ、各本新株予約権の行使をすることができるものとする。
  - ① 当社普通株式が上場廃止となる合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下本①において「合併等」という。）が行われることが公表された場合  
当該公表がなされた時から当該合併等の効力発生日又は当該合併等がなされないことが公表された時までの期間
  - ② 当社に対して公開買付け開始公告（金融商品取引法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公告をいう。）がなされた場合  
当該公告がなされた時から当該公告に係る公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの期間
  - ③ 取引所金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場をいう。）において当社普通株式が整理銘柄に指定された場合  
当該指定の時から当該指定が解除されるまでの期間
  - ④ 本新株予約権割当契約に従い、割当会社の要請に基づきなされる当社による当該

割当会社の有する本新株予約権の行使を認容する旨の書面による通知が当該割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合、又は当社の自らの判断でなされる当社による本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知がすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合  
当該通知が割当会社に到達した日又は到達したとみなされた日以降（ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とする。）

- ⑤ 行使要請通知書が本新株予約権割当契約に従いすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

行使要請通知書が平成 29 年 2 月 15 日から平成 29 年 3 月 14 日までの間にすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合：平成 29 年 3 月 15 日以降

行使要請通知書が平成 30 年 2 月 15 日から平成 30 年 3 月 14 日までの間にすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合：平成 30 年 3 月 15 日（ただし、本新株予約権割当契約第 10 条第 3 項に従い行使要請通知書の送付期限が延長された場合には、平成 30 年 3 月 15 日の当該延長の期間後の応当日）以降

- ⑥ 当社が本ローン契約第 6 条第 3 項に定める財務制限条項に違反した場合又は本ローン契約第 10 条に従い期限の利益を失った場合であって、割当会社のいずれかによる本新株予約権割当契約に従った本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、当社に到達した場合又は到達したとみなされた場合  
当該通知が当社に到達した日又は到達したとみなされた日以降

- (5) 当社は、前号④に該当した場合は当該④に定める期間を、前号⑤又は⑥に該当した場合はその旨を、直ちに本新株予約権者に通知する。  
(6) 当社が本新株予約権の全部又は一部を取得した日以降、当該本新株予約権の保有者を問わず、当該本新株予約権の行使はできないものとする。

#### 13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 14. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要

するものとする。

#### 15. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを第 11 項に定める行使期間中に第 20 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が第 20 項に定める行使請求受付場所に到達した日に発生する。

#### 16. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 17. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（本ローン元本債権に係る債務が吸収分割により承継される場合に限る。）、新設分割（本ローン元本債権に係る債務が新設分割により承継される場合に限る。）、株式交換（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 5 項に準じて決定する。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産は本ローン元本債権とし、第 8 項に準じて決定する。承継新株予約権の行使価額及び下限行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額及び下限行使価額に準じて決定し、第 9 項又は第 10 項に準じた修正又は調整がなされるものとする。

(5) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から第 11 項に定める行使期間の満了日までとする。

(6) 承継新株予約権の行使の条件

第 12 項に準じる。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 13 項に準じる。

18. 本新株予約権の募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権のすべてを、株式会社三井住友銀行（信託口）に割り当てる。

19. 本新株予約権の払込金額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本要項、本新株予約権割当契約及び本ローン契約において、本新株予約権の行使に際して出資される財産が本ローン元本債権に限定されていること、本ローン契約が実行されない場合には第 12 項第 (3) 号により本新株予約権を行使することができず本新株予約権は直ちに消滅すること、本新株予約権と本ローン元本債権を別々に譲渡しない旨合意されていること、本ローン元本債権が返済等により消滅する際には本新株予約権も消滅すること等が規定され、本新株予約権と本ローン契約は不可分一体であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である本ローン元本債権は密接に関連することを考慮し、一般的な価格算定モデルである二項格子モデルに基づき算定された本新株予約権の公正な価値と、本ローン契約に本新株予約権を付すことにより通常の借入れよりも総合的に有利な条件で長期の資金調達が可能となったこと等、本ローン契約に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的な価値を総合的に勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項に記載のとおりとし、下限行使価額は、第 88 期第 3 四半期末（平成 24 年 12 月 31 日時点）の 1 株当たり純資産額 1,249 円と発行決議日前日の終値を参考に設定し、発行決議日前日の終値の 100%（1,436 円）よりも低い株価での行使が生じない仕組みとした。

20. 行使請求受付場所

21. 本新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し通知する場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行い、かつ、電子公告を行った旨を速やかに本新株予約権者に対し通知する方法によるものとする。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載し、かつ、掲載した旨を速やかに本新株予約権者に対し通知する方法によるものとする。また、法令に別段の定めがあるものを除き、上記の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）によることができる。直接に通知する方法による場合、ファクシミリ送信又は email 送信による場合は、受信が確認された時点、また、その他の方法による場合は、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

22. 1 単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. 会社法その他の法令又は規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、株券の発行又は新株予約権に関連する会社法その他の日本の法令又は規則の規定につき改正が行われた場合には、当社は、当該改正後の会社法その他の日本の法令又は規則の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。

以 上